

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第11号）の一部を次の次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

（病気休暇）

第18条の2 病気休暇の期間は、次の各号に掲げる負傷又は疾病の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 公務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病
その療養に必要と認められる期間

(2) 前号に掲げるもの以外の負傷又は疾病 90日の範囲内において
その療養に必要と認められる期間

第19条に次の1項を加える。

3 別表第3第10号及び第19号から第22号までの休暇（以下この項において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

別表第3第13号及び第14号を次のように改める。

(13)及び(14) 削除	
---------------	--

別表第3中第22号を第23号とし、第21号の次に次のように加える。

(22) 職員が不妊治療（不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいう。）に係る通院等（医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年において5日（当該通院等が体外受精及び顕微受精による不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。